

徳島県規則第十五号

徳島県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月十八日

徳島県知事　後藤田正純

徳島県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

徳島県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成十二年徳島県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表六の項中「第二条第二項の表四十六の項2」を「第二条第二項の表五十の項2」に改め、同表七の項中「第二条第二項の表七十一の項5」を「第二条第二項の表七十四の項5」に改め、同表八の項中「第二条第二項の表八十二の項9」を「第一条第二項の表八十五の項9」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。